

別表第1（要領第5条関係）

入札公告

令和6年度～令和11年度自動車賃貸借について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公益社団法人和歌山県観光連盟役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成21年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年2月8日

公益社団法人和歌山県観光連盟 会長 三 龍 正 人

1 条件付き一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和6年度から令和11年度まで

(2) 調達業務の名称

令和6年度～令和11年度自動車賃貸借

(3) 調達業務の内容

公益社団法人和歌山県観光連盟の業務に使用する自動車賃貸借を実施する。

仕様書のとおり

(4) 調達業務を実施する場所

仕様書のとおり

(5) 契約期間

自動車登録の日から60ヶ月間

ただし、当該契約期間中であっても、令和6年度以降において当該調達業務に係る公益社団法人和歌山県観光連盟の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することができる。

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 公益社団法人和歌山県観光連盟（以下「県観光連盟」という。）役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成21年制定。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『4 リース・レンタル』の小分類『2 自動車』」であること。

また、その業務種目について、県観光連盟役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成25年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

(3) (2)のほか、次に掲げる必要な資格要件及び業務実施要件を備えていること。

ア 資格要件

1の(3)の仕様を満たす提案書を提出した者であること。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第2項の規定による許可を受けている者であること。

イ 業務実施要件

和歌山県内に整備、修理等を行う拠点を有する者であること。

- (4) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (5) 県観光連盟役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

公益社団法人和歌山県観光連盟  
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

令和6年2月8日（木）から令和6年2月29日（木）までの和歌山県の休日  
を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下  
「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和6年2月8日（木）から令和  
6年2月19日（月）までの間において、県観光連盟に対して、所定の書面（ファ  
クシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に  
基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資  
格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

(1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

公益社団法人和歌山県観光連盟  
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 期間

令和6年2月8日（木）から令和6年2月29日（木）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(3)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

6 入札の場所及び日時

(1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県民文化会館 404号室

和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和6年3月11日（月）午前10時00分から

(2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアに同じ

イ 日時

(1)のイに同じ

7 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送による入札は認めないものであること。

(6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、県観光連盟から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない県観光連盟の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、県観光連盟は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところを準用する。

## 12 契約書の要否

要

## 13 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称  
公益社団法人和歌山県観光連盟
- (2) 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-422-4631  
ファクシミリ番号 073-432-8313